

宍粟市組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

宍粟市長 福元晶三

宍粟市規則第35号

宍粟市組織規則等の一部を改正する規則

(宍粟市組織規則の一部改正)

第1条 宍粟市組織規則(平成17年宍粟市規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の左欄に掲げる規定を同表の右欄に掲げる規定に改める。

改正前			改正後		
別表第1(第2条関係)			別表第1(第2条関係)		
部局	課	係	部局	課	係
[略]			[略]		
健康福祉部	社会福祉課	生活福祉係 児童福祉係	健康福祉部	社会福祉課	生活福祉係 地域福祉係
	高年福祉課	介護福祉係		高年福祉課	介護福祉係 高年福祉係
	障害福祉課	障害福祉係		障がい福祉課	障がい福祉係
	保健福祉課 (子育て世代 包括支援セン ター) (子ども家庭 総合支援セン ター)	健康づくり係		保健福祉課	健康づくり係
	福祉相談課	地域包括支援係 相談支援係		福祉相談課	地域包括支援係 相談支援係
[略]		子育て支援課	こども福祉係 こども支援係		

改正前

[略]

別表第2（第3条関係）

部局	課	分掌事務
[略]		
健康福祉部	社会福祉課	<p>[略]</p> <p><u>民生・児童協力委員に関すること。</u></p> <p><u>児童手当に関すること。</u></p> <p><u>児童扶養手当に関すること。</u></p> <p><u>特別児童扶養手当に関すること。</u></p> <p><u>子ども・子育て会議に関すること。</u></p> <p><u>ファミリーサポートセンターに関すること。</u></p> <p><u>病児・病後児保育事業に関すること。</u></p> <p><u>出会いサポート事業に関すること。</u></p> <p><u>第二種社会福祉事業（隣保事業に限る。）の開始届の受理に関すること。</u></p> <p><u>配偶者等からの暴力に関すること。</u></p> <p><u>ひとり親家庭の支援に関すること。</u></p> <p><u>助産施設及び母子生活支援施設に関すること。</u></p> <p><u>生活困窮者自立支援法に関すること。</u></p>

改正後

(こども家庭  
支援センター)

[略]

[略]

別表第2（第3条関係）

部局	課	分掌事務
[略]		
健康福祉部	社会福祉課	<p>[略]</p> <p><u>民生・児童協力委員に関すること。</u></p> <p><u>第二種社会福祉事業（隣保事業に限る。）の開始届の受理に関すること。</u></p> <p><u>生活困窮者自立支援法に関すること。</u></p> <p><u>ひきこもり地域支援に関すること。</u></p> <p>[略]</p>
	[略]	
	障がい福祉課	[略]
	保健福祉課	<p>[略]</p> <p><u>感染症の予防に関すること。</u></p> <p>[略]</p> <p><u>妊産婦及び乳幼児の健診に関すること。</u></p> <p><u>妊娠及び出産の支援に関すること。</u></p> <p><u>こどもの予防接種に関すること。</u></p> <p><u>その他母子保健に関すること。</u></p> <p>[略]</p>

改正前		改正後	
	[略]		精神保健に関すること。
	[略]	福祉相談課	[略]
障害福祉課	[略]	子育て支援課	児童福祉法（他の部課等に属するものを除く。）に関すること。
保健福祉課	[略] 感染症の予防に関すること。 要保護児童対策に関すること。 子育て広場に関すること。 家庭児童相談に関すること。 子育て支援センターに関すること。 [略] 母子保健に関すること。 [略] 精神保健に関すること。 子育て世代包括支援センターに関すること。 子ども家庭総合支援センターに関すること。 児童虐待に関すること。	支援センター)	母子及び父子及び寡婦福祉法に関すること。 子ども・子育て支援法に関すること。 子ども・子育て会議に関すること。 児童手当に関すること。 児童扶養手当に関すること。 特別児童扶養手当に関すること。 ファミリーサポートセンターに関すること。 病児・病後児保育事業に関すること。 出会いサポート事業に関すること。 配偶者等からの暴力に関すること。 こども家庭支援センターに関すること。 母子保健（他の部課等に属するものを除く。）に関すること。 地域子育て相談機関に関すること。 子育て支援センターに関すること。 子育て広場に関すること。 その他子育て支援に関すること。 家庭児童相談に関すること。 要保護児童対策に関すること。
	福祉相談課 [略]		
	[略]		
[略]			

改 正 前	改 正 後	
		<u>児童虐待に関すること。</u> <u>里親に関すること。</u> <u>ヤングケアラーに関すること。</u> <u>家庭支援事業に関すること。</u>
	[略]	
	[略]	

備考 この表において、下線を付した部分及び太枠の部分は改正箇所を示し、[ ] の記載は注記である。

(宍粟市公印規則の一部改正)

第2条 宍粟市公印規則（平成17年宍粟市規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の左欄に掲げる規定を同表の右欄に掲げる規定に改める。

改 正 前	改 正 後																																								
別表（第3条関係）	別表（第3条関係）																																								
[1 略]	[1 略]																																								
2 市長印	2 市長印																																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">公印の名称</th> <th style="width: 10%;">寸法（ミリメートル）</th> <th style="width: 10%;">書体</th> <th style="width: 20%;">使用区分</th> <th style="width: 15%;">保管者</th> <th style="width: 10%;">個数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>宍粟市長</td> <td>円8</td> <td>れい書</td> <td>精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療受給者証の訂正用</td> <td><u>障害福祉課長</u>、一宮保健福祉課長、波賀保健福祉課長</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>	公印の名称	寸法（ミリメートル）	書体	使用区分	保管者	個数	[略]						宍粟市長	円8	れい書	精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療受給者証の訂正用	<u>障害福祉課長</u> 、一宮保健福祉課長、波賀保健福祉課長	5	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">公印の名称</th> <th style="width: 10%;">寸法（ミリメートル）</th> <th style="width: 10%;">書体</th> <th style="width: 20%;">使用区分</th> <th style="width: 15%;">保管者</th> <th style="width: 10%;">個数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>宍粟市長</td> <td>円8</td> <td>れい書</td> <td>精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療受給者証の訂正用</td> <td><u>障がい福祉課長</u>、一宮保健福祉課長、波賀保健福祉</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>					公印の名称	寸法（ミリメートル）	書体	使用区分	保管者	個数	[略]						宍粟市長	円8	れい書	精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療受給者証の訂正用	<u>障がい福祉課長</u> 、一宮保健福祉課長、波賀保健福祉	5
公印の名称	寸法（ミリメートル）	書体	使用区分	保管者	個数																																				
[略]																																									
宍粟市長	円8	れい書	精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療受給者証の訂正用	<u>障害福祉課長</u> 、一宮保健福祉課長、波賀保健福祉課長	5																																				
公印の名称	寸法（ミリメートル）	書体	使用区分	保管者	個数																																				
[略]																																									
宍粟市長	円8	れい書	精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療受給者証の訂正用	<u>障がい福祉課長</u> 、一宮保健福祉課長、波賀保健福祉	5																																				

改正前

				及び千種保健福祉課長並びに三方町出張所長	
[略]					

3 市長職務代理者印

公印の名称	寸法（ミリメートル）	書体	使用区分	保管者	個数
[略]					
宍粟市長職務代理者	円9	れい書	精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療受給者証の訂正用	障害福祉課長、一宮保健福祉課長、波賀保健福祉課長及び千種保健福祉課長並びに三方町出張所長	5
[略]					

改正後

				課長及び千種保健福祉課長並びに三方町出張所長	
[略]					

3 市長職務代理者印

公印の名称	寸法（ミリメートル）	書体	使用区分	保管者	個数
[略]					
宍粟市長職務代理者	円9	れい書	精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療受給者証の訂正用	障がい福祉課長、一宮保健福祉課長、波賀保健福祉課長及び千種保健福祉課長並びに三方町出張所長	5
[略]					

改 正 前	改 正 後
[ 4～6 略]	[ 4～6 略]
備考 この表において、下線を付した部分は改正箇所を示し、[ ] の記載は注記である。	

(宍粟市福祉事務所設置条例施行規則の一部改正)

第3条 宍粟市福祉事務所設置条例施行規則（平成22年宍粟市規則第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の左欄に掲げる規定を同表の右欄に掲げる規定に改める。

改 正 前	改 正 後																																						
<p>(組織)</p> <p>第2条 宍粟市福祉事務所（以下「福祉事務所」という。）は、次の課及び所並びに係をもって組織する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">課所名</th> <th style="text-align: center;">係名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">福祉事務所</td> <td>社会福祉課</td> <td>生活福祉係、<u>児童福祉係</u></td> </tr> <tr> <td>高年福祉課</td> <td><u>介護福祉係</u></td> </tr> <tr> <td>障害福祉課</td> <td><u>障害福祉係</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>福祉相談課</td> <td>地域包括支援係 相談支援係</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>[2 略]</p>	区分	課所名	係名	福祉事務所	社会福祉課	生活福祉係、 <u>児童福祉係</u>	高年福祉課	<u>介護福祉係</u>	障害福祉課	<u>障害福祉係</u>	[略]			福祉相談課	地域包括支援係 相談支援係	[略]			<p>(組織)</p> <p>第2条 宍粟市福祉事務所（以下「福祉事務所」という。）は、次の課及び所並びに係をもって組織する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">課所名</th> <th style="text-align: center;">係名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">福祉事務所</td> <td>社会福祉課</td> <td>生活福祉係 <u>地域福祉係</u></td> </tr> <tr> <td>高年福祉課</td> <td><u>介護福祉係</u> 高年福祉係</td> </tr> <tr> <td>障がい福祉課</td> <td><u>障がい福祉係</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>福祉相談課</td> <td>地域包括支援係 相談支援係</td> </tr> <tr> <td></td> <td>子育て支援課</td> <td><u>こども福祉係</u> こども支援係</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>[2 略]</p>	区分	課所名	係名	福祉事務所	社会福祉課	生活福祉係 <u>地域福祉係</u>	高年福祉課	<u>介護福祉係</u> 高年福祉係	障がい福祉課	<u>障がい福祉係</u>	[略]		福祉相談課	地域包括支援係 相談支援係		子育て支援課	<u>こども福祉係</u> こども支援係	[略]		
区分	課所名	係名																																					
福祉事務所	社会福祉課	生活福祉係、 <u>児童福祉係</u>																																					
	高年福祉課	<u>介護福祉係</u>																																					
	障害福祉課	<u>障害福祉係</u>																																					
	[略]																																						
	福祉相談課	地域包括支援係 相談支援係																																					
[略]																																							
区分	課所名	係名																																					
福祉事務所	社会福祉課	生活福祉係 <u>地域福祉係</u>																																					
	高年福祉課	<u>介護福祉係</u> 高年福祉係																																					
	障がい福祉課	<u>障がい福祉係</u>																																					
	[略]																																						
	福祉相談課	地域包括支援係 相談支援係																																					
	子育て支援課	<u>こども福祉係</u> こども支援係																																					
[略]																																							
備考 この表において、下線を付した部分及び太枠の部分は改正箇所を示し、[ ] の記載は注記である。																																							

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。